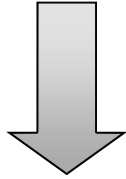


母性保護に係る専門家会合報告書(案)の概要

労働基準法上の母性保護についての基本的考え方と課題

女子保護規定は、母性保護を除いて解消し、男女が同一の基盤で働けるようにするべき …婦人少年問題審議会 建議(昭和59年)
重量物を取り扱う業務と有害物を発散する場所における業務については、今後の課題として引き続き検討すべき …労働政策審議会 建議(平成17年)



重量物取扱い業務、有害物の発散する場所における業務に対する現行規制の概要 (労働基準法64条の3、女性労働基準規則2条)

重量物取扱い業務…全ての女性労働者について、年齢の区分に応じた重量以上の取扱いを禁止

断続作業30kg以上、継続作業20kg以上の重量物の取扱いを禁止 (18歳以上)

有害物の発散する場所における業務…全ての女性労働者について、鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリン
その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務への就業を禁止

母性保護に係る専門家会合の開催(平成22年12月～平成23年12月)

新たな知見を踏まえ、重量物取扱い業務と有害物の発散する場所における業務に係る母性保護上の規制の在り方について、専門的見地(産科婦人科、産業医学、化学物質の有害性評価、労働衛生工学)から検討。

重量物取扱い業務等

現状

- ・女性労働者の一部は、重量物の取扱い、長時間の立位を取り続ける作業等により母性にとって望ましくない身体への負担を受けている。
- ・他方、女性労働基準規則の規制は概ね遵守されており、また妊娠中の女性労働者への健康影響が顕在化している状況にはない。

結論

- ・女性労働者の就業制限を緩和すべき新たな知見は見当たらないことから、引き続き過度の負担から保護することは必要である。
- ・妊娠経過の状況によっては身体への負担を低減することが望ましいことから、妊娠中の女性労働者の重量物の取扱い、身体への負担の大きな作業、長時間の立ち作業について、配慮すべき事項をまとめた広報資料により、関係者に周知し、配慮させる必要がある。
- ・上記の周知等を行う際には、女性労働者の就業の機会が必要以上に狭められることがないよう、十分配慮する必要がある。

有害物の発散する場所における業務

現状

- ・これまでの疫学調査等の結果をみると、業務の負担による早産、流産の発生の有意な増加は認められていない。
- ・厚生労働省においては、国連の分類基準(GHS)に基づき、化学物質の危険・有害性等を分類し公表する事業を実施してきた。

結論

- ・母性保護規定の対象とする有害物は、現行の女性労働基準規則の対象である9物質又は労働安全衛生法令に基づく局所排気装置等の設置、作業環境測定の実施等が義務付けられ、管理濃度が設定されている87物質のうち、厚生労働省のGHS分類により生殖毒性又は生殖細胞変異原性が区分1又は授乳影響ありに該当する25物質とすることが適当である。
- ・気中の有害物濃度の上限値、測定・評価方法は、それぞれ労働安全衛生法令の管理濃度、作業環境測定・評価方法とすることが適当である。
- ・以上の結果、対象物質を取り扱う作業場であって、作業環境測定の結果、気中濃度の平均が規制濃度を超えることが明らかになった作業場において、全ての女性労働者は、呼吸用保護具を着用しても就業が禁止される。